

令和7年度 松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金 (DX・デジタル化事業分)の申請を受け付けます!

本年度で
終了

中小企業者のDX・デジタル化への対応を促進するため、設備等導入費用の一部を補助します。

対象者 現在の業務をデジタル化するために設備等を導入する市内中小企業者

**交付額
対象経費** 対象経費の2/3(補助上限30万円)
※税別の合計金額が10万円以上の申請が対象

- ・以下の設備の購入費等
情報端末・周辺機器、キャッシュレス決済関連設備、
自動化関連設備等、生産管理等の社内システム、
ソフトウェア ※リース・中古品は対象外

ただし、壊れた(古くなった)から買い換えたいなどの理由ではNG

詳細な要件はHPへ!

- 交付条件**
- ・ 指定の専門機関へ相談した結果、必要と判断されたものであること。
 - ・ 設備導入後、デジタルシティ松本推進企業の認定を受けること。
- ※条件を満たさなかった場合、補助金を返還いただく場合があります。

専門機関への相談枠の調整のため、事前エントリーが必要です!

【エントリー期間】 令和7年 5月26日(月) ~ 6月13日(金)
※商工課必着

【エントリー方法】 事前エントリーシートを提出
(電子申請・郵送・商工課窓口へ持参)

申請期間 令和7年 7月21日(月) ~ 11月14日(金) ※商工課必着

- その他**
- ・ 交付決定後の着手と年度内(3月末まで)の実績報告が必要です。
 - ・ 制度の詳細や申請方法は、ホームページをご確認ください。
 - ・ 予算額(省エネ化と併せて)に達した場合、早期に終了する場合があります。

＼詳細はこちら／

問い合わせ先・申請先

松本市役所商工課 (窓口・電話は、平日午前9時から午後5時まで)
〒390-8620 松本市丸の内3-7 (本庁舎5階)
TEL: 0263-34-3270 FAX: 0263-34-3008
e-Mail: shoukou@city.matsumoto.lg.jp



▲補助金HP

松本市 社会変革

検索

令和7年度 松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金 (省エネルギー化事業分)の申請を受け付けます!

本年度で
終了

中小企業者の省エネルギー化への設備更新を促進するため、費用の一部を補助します。

対象者

エネルギー使用量の削減のため、
省エネルギー化に資する設備等を**更新**する市内中小企業者

交付額 対象経費

対象経費の2/3(補助上限30万円)
※税別の合計金額が10万円以上の申請が対象

- ・以下の設備の購入費等
エアコン、LED照明、給湯設備、冷凍冷蔵設備、
産業用モータ、電気自動車、複合機
※ リース・中古品は対象外
詳細な要件はHPへ!

交付条件

- ・ ecoオフィスまつもと認定事業所の認定を受けていること。
- ・ 設備更新後、ecoオフィスまつもと認定事業所の更新を行うこと。
※ 条件を満たさなかった場合、補助金を返還いただく場合があります。

ecoオフィスまつもとって?



ごみの減量化や気候変動への対策など、環境に配慮した取組みを積極的に行っている事業所を市が認定する制度です。
申請方法や制度詳細については、環境・地域エネルギー課へお問い合わせください。

【環境・地域エネルギー課】松本市役所 東庁舎4階
TEL: 0263-34-3268
e-Mail: s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp



▲ecoオフィスまつもと認定事業HP

申請期間

令和7年 5月26日(月) ~ 11月14日(金) ※商工課必着

その他

- ・ 交付決定後の着手と年度内(3月末まで)の実績報告が必要です。
- ・ 制度の詳細や申請方法は、ホームページをご確認ください。
- ・ 予算額(DX・デジタル化と併せて)に達した場合、早期に終了する場合があります。

＼詳細はこちら／

問い合わせ先・申請先

松本市役所商工課 (窓口・電話は、平日午前9時から午後5時まで)
〒390-8620 松本市丸の内3-7 (本庁舎5階)
TEL: 0263-34-3270 FAX: 0263-34-3008
e-Mail: shoukou@city.matsumoto.lg.jp



▲補助金HP

松本市 社会変革 検索